五七二番イ
五五二番
五四三番
五四五番
五四四番
五四二番
五五四番
五五六番イ
五六五番
五六二番二
六一〇番一
六一〇番一地先水路敷
高知県土佐郡土佐町土居字但馬
一一九〇番一
一一九一番
六九二番
七一〇番
一一九三番
一一八九番
高知県土佐郡土佐町土居字古殿
四九五番一
ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県土佐郡土佐町土居
字但馬　七〇七番から七二二番まで
一一九三番から一一九七番まで
一一九八番から一二〇一番まで
九三一番から九三七番まで
九三八番一及び九三八番ロ
九三九番及び九四〇番
一三六九番から一三七八番まで
一三八三番イ及び一三八三番二
九二一番及び九二二番
九二三番イ及び九二三番ロ
九二四番から九二八番まで
一三六一番から一三六五番まで
一三六六番イの一、一三六六番イの二及び一三六六番ロ
一三六七番及び一三六八番
九一四番から九一九番まで
九二〇番イ及び九二〇番ロ
一三五二番
九号及び十号
十一号
十二号、十三号及び二十八号
十四号
二十七号
二十九号及び三十号
三十一号及び三十二号
三十三号
三十四号
三十六号
三十七号及び三十八号
三十九号
十五号、十六号及び二十三号
十七号、二十一号及び二十二号
十八号
十九号
二十号
二十四号
二十五号及び二十六号
高知県土佐郡土佐町土居字但馬
一一九〇番一
一一九一番
六九二番
七一〇番
一一九三番
一一八九番
高知県土佐郡土佐町土居字古殿
四九五番一
ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県土佐郡土佐町土居
字但馬　七〇七番から七二二番まで
一一九三番から一一九七番まで
一一九八番から一二〇一番まで
九三一番から九三七番まで
九三八番一及び九三八番ロ
九三九番及び九四〇番
一三六九番から一三七八番まで
一三八三番イ及び一三八三番二
九二一番及び九二二番
九二三番イ及び九二三番ロ
九二四番から九二八番まで
一三六一番から一三六五番まで
一三六六番イの一、一三六六番イの二及び一三六六番ロ
一三六七番及び一三六八番
九一四番から九一九番まで
九二〇番イ及び九二〇番ロ
一三五二番
一三五三番一及び一三五三番ロ
一三五四番から一三五八番まで
一三五九番一から一三五九番三まで
字**椛**カ休場　一三五一番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県安芸郡北川村平鍋
字中野　三一九番一三　一号及び二号
三一九番一〇　三号
三一七番　四号
三一五番　五号
三一二番　六号
三一〇番　七号
三〇九番ロ　八号及び九号
三〇八番ロ　十号
字古田ボキ　二八六番　十一号
二八〇番　十二号から十五号まで
字古田　二七〇番　十六号
二七二番　十七号
二七三番　十八号
二六四番　十九号
二六三番　二十号
二七五番　二十一号及び二十二号
五一五番一　二十三号及び二十四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
シブ谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県東温市則之内
字シブ谷　丙六一〇番二から丙六一〇番五まで
丙六一〇番八及び丙六一〇番九
丙六一〇番一一及び丙六一〇番一二
丙六一一番及び丙六一三番
丙六一八番
丙六二一番
字山ノ神向イ
字山ノ神向下
字本谷　丙六三四番三、丙六三四番四及び丙六三四番二四
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
両瀬谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県東温市河之内
字両瀬　甲一六三八番
甲一六三九番一
甲一六四〇番一及び甲一六四〇番二
甲一六四一番から甲一六四三番まで
甲一六四三番二
甲一六四四番及び甲一六四五番
乙一四〇六番一
乙一四一三番
乙一四一七番から乙一四二一番まで
乙一四二三番
乙一四二六番及び乙一四二七番
乙一四二九番から乙一四三三番まで
乙一四三三番二から乙一四三三番五まで
乙一四三三番七
乙一四三四番一及び乙一四三四番二
乙一四三五番
乙一四三七番一及び乙一四三七番一〇及び乙一四三七番一一
乙一四三七番一三及び乙一四三七番一四
乙一四三七番一八
乙一四三八番
甲二七二七番
乙一三七一番一九
乙一三七一番二五
乙一三八三番一
乙一四四四番一
字ハズガ峠
字上ヶ市
字郷ノ助

**○国土交通省告示第千四百七十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　愛宕谷
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県土佐郡土佐町地蔵寺
字中屋敷　一二一七番一　一号、二号及び十六号
一二一七番六　三号及び四号
一二一九番二　十号
一二一八番　十一号
一二一七番三地先水路敷　十二号
一二二〇番九　十三号
一二二〇番六　十四号
一二一六番四　十五号
字高野谷
一一七八番　五号
一一七六番一　六号
字中藤
四二七六番六　七号及び八号
四二七六番三　九号
ロ　次に掲げる土地（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県土佐郡土佐町地蔵寺
字中藤
四二七六番三

**○国土交通省告示第千四百七十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南面里川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千八百十七号及び平成十一年建設省告示第千七百六十四号で指定した土地の区域を除く。）